

Q&A

テーマ

vol.1

パワーハラスメント(パワハラ)

ORK

ULE



※昨年、月刊「連合」の目次ページでミニ連載をしていた「ワークルール検定クイズ」のコーナーが、ご好評にお応えして、今月からこちらの新コーナーにパワーアップしました。職場で役立つQ&Aに、どうぞご期待ください。



Q 指導、教育といってミスを大声で叱責したり、物を投げつけてくる上司。これ、パワハラですか？

A 職場のパワハラとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」のこと。叩く・蹴るなどの暴力だけに限りません。人格を否定するような発言をするなど、たとえ指導や教育の一環であっても、精神的苦痛を与える行為はパワハラに当たります。判断の線引きが難しいケースもありますが、「職場内の優位性」や、その行為が「業務の適正な範囲」かどうか一つの目安になります。

Q 上司が故意に仕事を任せてくれない。これもパワハラ？



A 合理的な理由なく、能力や経験に関係のない雑務ばかりをわざとさせたり、仕事をまったく与えなかったりする行為は、パワハラに当たる可能性があります。



Q 私だけ同僚から無視されたり、大量の仕事押し付けられたり...これってパワハラ？

A パワハラというと、上司から部下への行為が思い浮かびます。でも、先輩・後輩間や同僚間、部下から上司への行為であっても、職務上の地位や人間関係、専門知識の有無や経験値などの優位性を背景にしたものであれば、パワハラに当たります。

Q ミスの多い部下に注意をしたら、パワハラって言われちゃうかな？

A 「業務の適正な範囲」内の仕事上の指示や注意などは、パワハラには当たりません。でも、暴力や暴言などを伴えば、パワハラに当たる可能性があります。



パワハラって...
誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があるね。
職場からなくすためには、日頃からコミュニケーションを円滑にし、お互いを尊重しながら支え合う気持ちが大切だよ！



PDF このページは連合HPでも配信中！皆さんの組合でもお使いください。



厚労省も後援！
ワークルール検定に挑戦しよう
次回は5月22日(日)予定

WR検
ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働基本法、労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合先 (一社) 日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545
<http://workrule-kentei.jp/index.php>